様式第18号（第44条関係）（第2面）

注　意

1　指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。

2　１欄及び３欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。

3　３欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。

4　４欄又は５欄には、あなたの本人名義の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。

5　５欄の下の届出者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

6　金融機関による確認印欄に、３欄の金融機関の確認印を受けること（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにすること。）。

なお、金融機関の確認を受けずに、この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提出しても差し支えないこと。

7　※印欄には、記載しないこと。

様式第三十三号の二（第一面）中「第101条の２の８関係」を「第101条の２の11関係」に、「第101条の２の８第１項」を「第101条の２の11第１項」に改め、同様式（第二面）中「第101条の２の８関係」を「第101条の２の11関係」に改め、同様式（第二面）注意１中「申請者本人が」の下に「、原則として」を加える。

様式第三十三号の五（第二面）注意１中「50％」を「、休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り67％、181日目以降は50％」に改める。

様式第三十七号（第二面）注意２(1)中イ及びロを削り、「ハ」を「ア」に、「ニ」を「イ」に、「ホ」を「ウ」に、「ヘ」を「ト」に、「ト」を「オ」に、「チ」を「カ」に、同様式注意２(2)中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改め、同様式注意２(2)ハ中「1234―5678」を「1234―ＸＸＸＸ」に改め、同様式注意２(2)中「ハ」を「ウ」に、「ニ」を「エ」に、「ホ」を「オ」に、「ヘ」を「カ」に、「ト」を「キ」に、「チ」を「ク」に、「リ」を「ケ」に、「ヌ」を「コ」に、「ル」を「サ」に、「ヲ」を「シ」に、「ワ」を「ス」に、「カ」を「セ」に、「ヨ」を「ソ」に、「タ」を「タ」に、「レ」を「チ」に、「ソ」を「ツ」に、「ツ」を「テ」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百一条の二の十を改め、同条を第百一条の二の十五とする改正規定中「を「第四十四条」に改め、「除く。）」の下に「、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条」を加え、「準用する。」の下に「ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、準用しない。」を加え「この場合において、同条中」を「この条本文の場合において、これらの規定中」を「の下に「、第四十六条、第四十九条、第五十条」を加え「この場合」を「ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条及び第五十条の規定は、準用しない。この条本文の場合」に改める。

第百一条の二の八を改め、同条を第百一条の二の十一とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち第百一条の二の十二第四項に係る部分中「末日」の下に「の翌日」を加え、同条第九項に係る部分中「提出は、当該専門実践教育訓練を修了の上」を「提出は、当該専門実践教育訓練を修了し」に「にあつては、当該専門実践教育訓練を修了の上」を「にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ」に改める。

第百一条の二の五を改め、同条に三号を加え、同条を第百一条の二の七とする改正規定中「以下同じ。）又は雇用されている者」を「）又は雇用されている者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日において一般被保険者として雇用されている者であつて、当該修了した日の翌日から起算して一年以内に資格の取得等をした者に限る。）」に改める。

第百一条の二の四を第百一条の二の六とし、第百一条の二の三を第百一条の二の五とし、第百一条の二の二の次に二条を加える改正規定のうち第百一条の二の四第二号に係る部分中「受講証明書」という。）」の下に「）」を加える。

附則第一条の次に一条を加える改正規定のうち附則第一条の二第二項に係る部分を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受ける者に対する第六十二条、第六十五条、第六十五条の五、第六十九条、第百一条の二、第百一条の二の十五、第百四十四条の二第一項及び附則第三十二条の規定の適用については、第六十二条、第百一条の二、第百一条の二の十五及び附則第三十二条中「及び第五十四条」とあるのは「、第五十四条及び附則第一条の二」と、第六十五条、第六十五条の五及び第六十九条中「並びに第五十四条」とあるのは「、第五十四条並びに附則第一条の二」と、第百四十四条の二第一項中「第百三十条」とあるのは「第百三十条、附則第一条の二」と、「第百一条」とあるのは「第百一条、附則第一条の二」と読み替えるものとする。

附則第二十三条の次に九条を加える改正規定のうち附則第二十五条に係る部分中「教育訓練支援給付金」を「法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）」に改め、同改正規定のうち附則第二十七条第一項に係る部分中「法附則第十一条の二第一項に規定する」及び「（以下「教育訓練支援給付金」という。）」を削り、同条第三項に係る部分中「一般被保険者」という。」の下に「）」を加え、同条第七項に係る部分中「末日」の下に「の翌日」を加え、同改正規定のうち附則第三十二条に係る部分中「、第二十九条」を削る。

様式第十六号の改正規定及び様式第十七号の改正規定中「第百一条の二の三」を「第101条の２の３」に、「第百一条の二の五」を「第101条の２の５」に改める。

様式第十八号の改正規定を次のように改める。

様式第十八号（第一面）中「第101条の２の10」を「第101条の２の15」に改め、「第102条」の下に「・附則第32条」を加える。

様式第三十三号の二の次に六様式を加える改正規定のうち様式第三十三号の二の二（第二面）注意１に係る部分中「申請者本人が」の下に「、原則として」を加え、同改正規定のうち様式第三十三号の二の三（第二面）注意事項２に係る部分中「添えて」の下に「、原則として」を加え、同

様式（第四面）に係る部分中

種類	種
教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）	
教育訓練支援給付金	

を

種類	種
教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）	専門訓練給付金
教育訓練給付金（第101条の２の７第３号関係）	訓練追加給付金
教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

に改め、同改正規定のうち